

## 次世代育成支援対策推進法への対応（行動計画）について

当社は、次世代を担う子の出生・養育の環境整備について社会を挙げて取り組んでいくことを目的に制定された『次世代育成支援対策推進法』の趣旨に賛同し、様々な制度の充実、周知・啓蒙活動に取り組んできた。

この度、これまでの計画期間（平成25年4月1日～平成27年3月31日まで）が終了したことを期に、下記の内容に計画を更新する。

### 記

#### 1. 計画期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日の3年

#### 2. 目標

- (1) 出産・育児に関する諸制度（当社「育児・介護休業等に関する規程」に基づく）の周知・啓蒙活動

##### <対策とスケジュール>

平成27年4月～平成30年3月

- ・社内電子掲示板による周知・啓蒙活動
- ・「労働協約（冊子）」配布による周知・啓蒙活動

- (2) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

##### <対策とスケジュール>

平成27年4月～平成30年3月

- ・育児休業期間中の代替要員として、期間を定めた派遣社員を確保
- ・育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

- (3) 子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施

##### <対策とスケジュール>

平成27年4月～平成30年3月

- ・NSポイントプランによる費用の援助

- (4) 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

##### <対策とスケジュール>

平成27年4月～平成30年3月

- ・年次有給休暇取得促進のための施策の検討・実行  
(例) 年次有給休暇の職場毎の取得状況の実態の把握

以上